

門真市上下水道事業告示第88号

門真市水道事業指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、門真市水道事業指定給水装置工事事業者を次のように指定したので、門真市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年門真市水道局規程第3号）第10条第1号の規定に基づき告示する。

令和8年8月24日

門真市長 宮本 一孝

記

指定番号	指定給水装置工事事業者	代表者名	所在地
649	有限会社伸栄管工	辻橋将之	寝屋川市萱島東三丁目10番51号